

2016年4月1日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—財政・税務政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第419号）

財政部・税関総署・国家税務総局、 クロスボーダーEC 輸入に関税等課税へ 限度額以下で優遇税率適用も

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

財政部と税関総署、国家税務総局は、2016年3月24日付で『クロスボーダー電子商取引小売輸入の
税收政策に関する通達』（財関税[2016]18号、以下『18号通達』という）を公布しました。これまで入
国物品輸入税（「行郵税」）が課されていたクロスボーダー電子商取引（EC）の小売輸入商品について、2016年4月8日より関税、増値税、消費税を課税することを発表しました。ただし、1件あたり2000
元以下、個人年間累計2万元以下の小売輸入商品については、関税を暫定で0%とし、増値税と消費税
を法定納税額の70%で徴収するとしています。

□ 従来の課税方針を変更、同時にゼロ関税も実施

中国では近年、消費力の向上や消費者ニーズの多様化、政府による政策後押しを受け、クロスボーダーECを利用した個人による海外商品輸入が爆発的に増加しています。

クロスボーダーEC小売輸入商品にはこれまで、1件あたり1000元以下の場合に限り、「行郵税」が課税されてきました。「行郵税」とは、入国旅客の荷物や個人郵便物等の非貿易性の入国物品に対して、
関税・増値税・消費税を合わせて徴収する総合輸入税を指します。「行郵税」が適用されたクロスボーダーEC小売輸入商品は、一般貿易輸入貨物として輸入した同じ商品や国産商品より税負担が少なくなります。これがクロスボーダーECを利用した個人輸入に価格優位を生み出す一方で、同じ商品でも税負担が異なるのは不公平ではないかと指摘する声も上がっていました。

『18号通達』は、クロスボーダーEC小売輸入商品に対する課税方針を変更。『クロスボーダー電子商
取引小売輸入商品リスト』に掲載された以下のいずれかの条件を満たす輸入商品に関税、増値税、消費税を課税することを明確化しました（第2条）。

✓ 税関とネットワーク接続する電子商取引プラットフォームを通じて取引し、取引・支払・物流電子

情報の照合が実現できるすべてのクロスボーダー電子商取引小売輸入商品

- ✓ 税関とネットワーク接続する電子商取引プラットフォームを通じて取引していないが、宅配・郵政企業が統一的に取引・支払・物流等の電子情報を提供でき、合わせて対応する法律責任を引き受けて輸入することを承諾したクロスボーダー電子商取引小売輸入商品

ただし、消費者の合理的なニーズを考慮して、1件あたりの取引額が2000元以下で、かつ個人の年間累計取引額が2万元以下の場合、関税率を暫定的に0%とした上で、増値税と消費税を法定課税額の70%で徴収するとしました（第3条）。一方、取引額が上限を超える場合は、一般貿易輸入貨物として関税と増値税、消費税が全額徴収されることになります。

『クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リスト』は、財政部等が別途公布するとしています。クロスボーダーEC小売輸入商品に属さない個人物品や、電子証憑を提供できない輸入品については、現行規定に基づき課税するとしています（第2条）。

【図表1】『18号通達』実施前後比較

条件	徴税詳細
『18号通達』実施前	
1回取引 ≤ 1000 元 (香港・マカオ・台湾は ≤ 800 元)	課税額が 50 元以下の場合は免除、 50 元を超える場合は「行郵税」を徴収
1回取引 > 1000 元 (香港・マカオ・台湾は > 800 元)	一般貿易輸入貨物扱い (関税、増値税、消費税を徴収)
『18号通達』実施後	
1回取引 ≤ 2000 元 年間累計 ≤ 20000 元	関税率は暫定で 0%、増値税・消費税は法定 納税額の 70% を徴収
1回取引 > 2000 元 年間累計 > 20000 元	一般貿易輸入貨物扱い (関税、増値税、消費税を徴収)

(『18号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 「行郵税」の税率・品目分類も変更へ

国务院関税税則委員会は、2016年3月16日付で『入国物品輸入税の調整に関する問題についての通達』（税委会[2016]2号、以下『2号通達』という）を公布しました。「行郵税」の税率を従来の10%、20%、30%、50%という4段階から、15%、30%、60%の3段階に変更、同時に品目分類を調整しました。『2号通達』も、2016年4月8日から施行されます。具体的な商品リストは、税関総署が別途公布するものとみられます。

【図表2】「行郵税」の税率調整前後比較

調整前			調整後		
税目	物品名	税率	税目	物品名	税率
1	新聞・書籍、出版物、教育用フィルム、スライド、原版録音テープ、映像テープ、金、銀および銀製品、コンピューター、ビデオカメラレコーダー、デジタルカメラ、カメラ、食品、飲料、税目2~4に含まれないその他の商品	10%	1	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 書籍・新聞、出版物、教育用映像資料 ✓ コンピューター、ビデオカメラレコーダー、デジタルカメラ等のIT商品 ✓ 食品、飲料 ✓ 金銀 ✓ 家具 ✓ 玩具、ゲーム用品、イベント用品、その他の娯楽用品 	15%
2	紡績品およびその完成品、テレビカメラおよびその他の電器用品、自転車、腕時計、置時計（関連部品を含む）	20%	2	<ul style="list-style-type: none"> ✓ スポーツ用品（ゴルフボール、ゴルフ用品を除く）、釣り用品 ✓ 紡績品、その完成品 ✓ テレビカメラ、その他の電器用品 ✓ 自転車 ✓ 税目1、3以外のその他の商品 	30%
3	ゴルフボールおよびゴルフ用品、高級腕時計	30%	3*	<ul style="list-style-type: none"> ✓ タバコ、酒 ✓ 貴重アクセサリ、ジュエリー ✓ ゴルフボール、ゴルフ用品 ✓ 高級腕時計 ✓ 化粧品 	60%
4	タバコ、酒、化粧品	50%			

※消費税の徴収対象範囲と一致する

(関連規定に基づき、中国アドバイザー部作成)

『18号通達』と『2号通達』の詳細については、4ページからの日本語仮訳および7ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー部】

(日本語仮訳)

財政部、税務総署、国家税務総局

財関税[2016]18号

クロスボーダー電子商取引小売輸入の税收政策に関する通達

各省・自治区・直轄市・計画単列市財政庁（局）・国家税務局、新疆生産建設兵団財務局、税関総署広東分署・各直属税関：

公平な競争の市場環境を創造し、クロスボーダー電子商取引小売輸入の健全な発展を促進するため、国务院の批准を経て、ここにクロスボーダー電子商取引小売（企業対消費者、すなわち BtoC）輸入の税收政策の関連事項について以下のように通知する。

- 1、クロスボーダー電子商取引小売輸入商品は、貨物として関税および輸入に係る増値税、消費税を徴収し、クロスボーダー電子商取引小売輸入商品を購入した個人を納税義務者とし、実際の取引価格（貨物小売価格、運賃および保険費を含む）を課税価格とし、電子商取引企業、電子商取引プラットフォーム企業もしくは物流企業を代理徴収・代理納付義務者とすることができる。
- 2、クロスボーダー電子商取引小売輸入の税收政策は、その他の国家もしくは地域から輸入した、『クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リスト』の範囲内の以下の商品に適用する。
 - (1) 税関とネットワーク接続する電子商取引プラットフォームを通じて取引し、取引・支払・物流電子情報の“3 証憑”の照合が実現できるすべてのクロスボーダー電子商取引小売輸入商品、
 - (2) 税関とネットワーク接続する電子商取引プラットフォームを通じて取引していないが、宅配・郵政企業が統一的に取引・支払・物流等の電子情報を提供でき、合わせて相応する法律責任を引き受けて入国することを承諾したクロスボーダー電子商取引小売輸入商品。

クロスボーダー電子商取引小売輸入商品に属さない個人物品および取引・支払・物流等の電子情報を提供できないクロスボーダー電子商取引小売輸入商品は、現行規定により執行する。

- 3、クロスボーダー電子商取引小売輸入の商品の 1 回の取引上限は人民元 2000 元とし、個人年度取引上限値は人民元 20000 元とする。上限値以内で輸入したクロスボーダー電子商取引小売商品は、関税税率を暫定的に 0% とし、輸入に係る増値税、消費税は税額徴収免除を取り消し、暫定的に法定納税額の 70% により徴収する。1 回で上限値を超える、累計後に個人年度取引上限値を超える 1 回の取引、および 1 回で課税価格が 2000 元の上限値を超える 1 件の分割できない商品は、すべて一般貿易方式に基づき全額徴税する。

- 4、 クロスボーダー電子商取引 EC 小売輸入商品は、税関通過の日から 30 日以内に返品する場合、税還付を申請することができ、合わせて相応に個人年度取引総額を調整する。
- 5、 クロスボーダー電子商取引小売輸入商品の購買者（発注者）の身分情報は、認証を行わなければならない。認証を行わない場合、購買者（発注者）の身分情報は支払者と一致しなければならない。
- 6、 『クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リスト』は、財政部が関連部門と協議して別途公布する。
- 7、 本通達は、2016 年 4 月 8 日より施行する。

特にここに通知する。

財政部 税関総署 国家税務総局

2016 年 3 月 24 日

(日本語仮訳)

**国務院関税税則委員会
税委会[2016]2号
入国物品輸入税の調整に関連する問題についての通達**

税関総署：

入国物品の輸入税収政策を完善化するため、国務院の批准を経て、入国物品輸入税の税目・税率に対して調整を行う。ここに関連問題について以下のように通知する。

- 1、 現行の『中華人民共和国入国物品輸入税率表』に対して調整を行う。調整後の税目・税率の詳細は付属文書を参照すること。
- 2、 上述の調整は、2016年4月8日より実施する。
- 3、 『国務院関税税則委員会による入国物品輸入税の税目・税率調整に関する通達』（税委会[2011]3号）は、本通達実施の日より廃止する。

特にここに通知する。

付属文書：中華人民共和国入国物品輸入税率表

国務院関税税則委員会

2016年3月16日

付属文書：

中華人民共和国入国物品輸入税率表

税目	物品名	税率 (%)
1	書籍・新聞・出版物・教育用映像資料、コンピューター・ビデオカメラレコーダー・デジタルカメラ等のIT商品、食品・飲料、金・銀、家具、玩具・ゲーム用品・イベント用品もしくはその他の娯楽用品	15
2	スポーツ用品（ゴルフボールおよびゴルフ用品を含まない）・釣り用品、紡績品およびその完成品、テレビカメラおよびその他電器用品、自転車、税目1・3に含まれないその他の商品	30
3	タバコ・酒、貴重アクセサリおよびジュエリー、ゴルフボールおよびゴルフ用品、高級腕時計、化粧品	60

注：税目3で列挙した商品の具体的な範囲は、消費税の徴収範囲と一致する。

(中国語原文)

财政部 海关总署 国家税务总局
财关税〔2016〕18号
关于跨境电子商务零售进口税收政策的通知

各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅（局）、国家税务局，新疆生产建设兵团财务局，海关总署广东分署、各直属海关：

为营造公平竞争的市场环境，促进跨境电子商务零售进口健康发展，经国务院批准，现将跨境电子商务零售（企业对消费者，即 B2C）进口税收政策有关事项通知如下：

- 一、跨境电子商务零售进口商品按照货物征收关税和进口环节增值税、消费税，购买跨境电子商务零售进口商品的个人作为纳税义务人，实际交易价格（包括货物零售价格、运费和保险费）作为完税价格，电子商务企业、电子商务交易平台企业或物流企业可作为代收代缴义务人。
- 二、跨境电子商务零售进口税收政策适用于从其他国家或地区进口的、《跨境电子商务零售进口商品清单》范围内的以下商品：
 - （一）所有通过与海关联网的电子商务交易平台交易，能够实现交易、支付、物流电子信息“三单”比对的跨境电子商务零售进口商品；
 - （二）未通过与海关联网的电子商务交易平台交易，但快递、邮政企业能够统一提供交易、支付、物流等电子信息，并承诺承担相应法律责任进境的跨境电子商务零售进口商品。

不属于跨境电子商务零售进口的个人物品以及无法提供交易、支付、物流等电子信息的跨境电子商务零售进口商品，按现行规定执行。

- 三、跨境电子商务零售进口商品的单次交易限值为人民币 2000 元，个人年度交易限值为人民币 20000 元。在限值以内进口的跨境电子商务零售进口商品，关税税率暂设为 0%；进口环节增值税、消费税取消免征税额，暂按法定应纳税额的 70%征收。超过单次限值、累加后超过个人年度限值的单次交易，以及完税价格超过 2000 元限值的单个不可分割商品，均按照一般贸易方式全额征税。
- 四、跨境电子商务零售进口商品自海关放行之日起 30 日内退货的，可申请退税，并相应调整个人年度交易总额。
- 五、跨境电子商务零售进口商品购买人（订购人）的身份信息应进行认证；未进行认证的，购买人（订购人）身份信息应与付款人一致。

六、《跨境电子商务零售进口商品清单》将由财政部商有关部门另行公布。

七、本通知自 2016 年 4 月 8 日起执行。

特此通知。

财政部 海关总署 国家税务总局

2016 年 3 月 24 日

(中国語原文)

**国务院关税税则委员会
税委会〔2016〕2号
关于调整进境物品进口税有关问题的通知**

海关总署：

为完善进境物品进口税收政策，经国务院批准，对进境物品进口税税目税率进行调整。现将有关问题通知如下：

- 一、对现行《中华人民共和国进境物品进口税率表》进行调整。调整后的税目税率详见附件。
- 二、上述调整自2016年4月8日起实施。
- 三、《国务院关税税则委员会关于调整进境物品进口税税目税率的通知》（税委会〔2011〕3号）自本通知实施之日起废止。

特此通知。

附件：中华人民共和国进境物品进口税率表

国务院关税税则委员会

2016年3月16日

附件：

《中华人民共和国进境物品进口税率表》

税号	物品名称	税率（%）
1	书报、刊物、教育用影视资料；计算机、视频摄录一体机、数字照相机等信息技术产品；食品、饮料；金银；家具；玩具，游戏品、节日或其他娱乐用品	15
2	运动用品（不含高尔夫球及球具）、钓鱼用品；纺织品及其制成品；电视摄像机及其他电器用具；自行车；税目1、3中未包含的其他商品	30
3	烟、酒；贵重首饰及珠宝玉石；高尔夫球及球具；高档手表；化妆品	60

注：税目3所列商品的具体范围与消费税征收范围一致。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。